

目 的

自転車は、日常生活における身近な移動手段として、子どもから高齢者まで多くの人に利用されている。一方、道路交通法では自転車の通行方法について明記されているが、ルールやマナーに対する意識が低いことから、危険な自転車利用が多くみられるのが現状である。西条市においても、自転車の通行空間は歩道上または車道上と一貫性がなく、自転車乗用中の事故は学校やその他主要施設が立地する市の中心部エリアで多発しており、自転車利用者の早急な安全対策が求められている。このような状況のもと、安全で快適な自転車走行空間の整備を進めるため、『地方版自転車活用推進計画』における「西条市自転車ネットワーク計画」を策定する。

「自転車ネットワーク計画」とは、安全で快適な自転車通行空間（自転車が通行するための道路、又は道路の部分进行をいう。）を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画をいう。

基 本 方 針

自転車通行空間の安全性・利便性の向上を図る自転車ネットワーク

◆安全性の向上

○通学路において自転車事故が多発している路線を整備することで、自転車利用者の安全性向上を図る。

◆利便性の向上

○主要施設（鉄道駅、学校、公園、レンタサイクル店 等）を結び自転車利用者の利便性向上を図る。

○上位計画・関連計画が掲げる、西条市の将来像実現に向けた自転車ネットワークを策定する。

計 画 目 標

自転車通行空間の安全性・利便性の向上を図る自転車ネットワーク

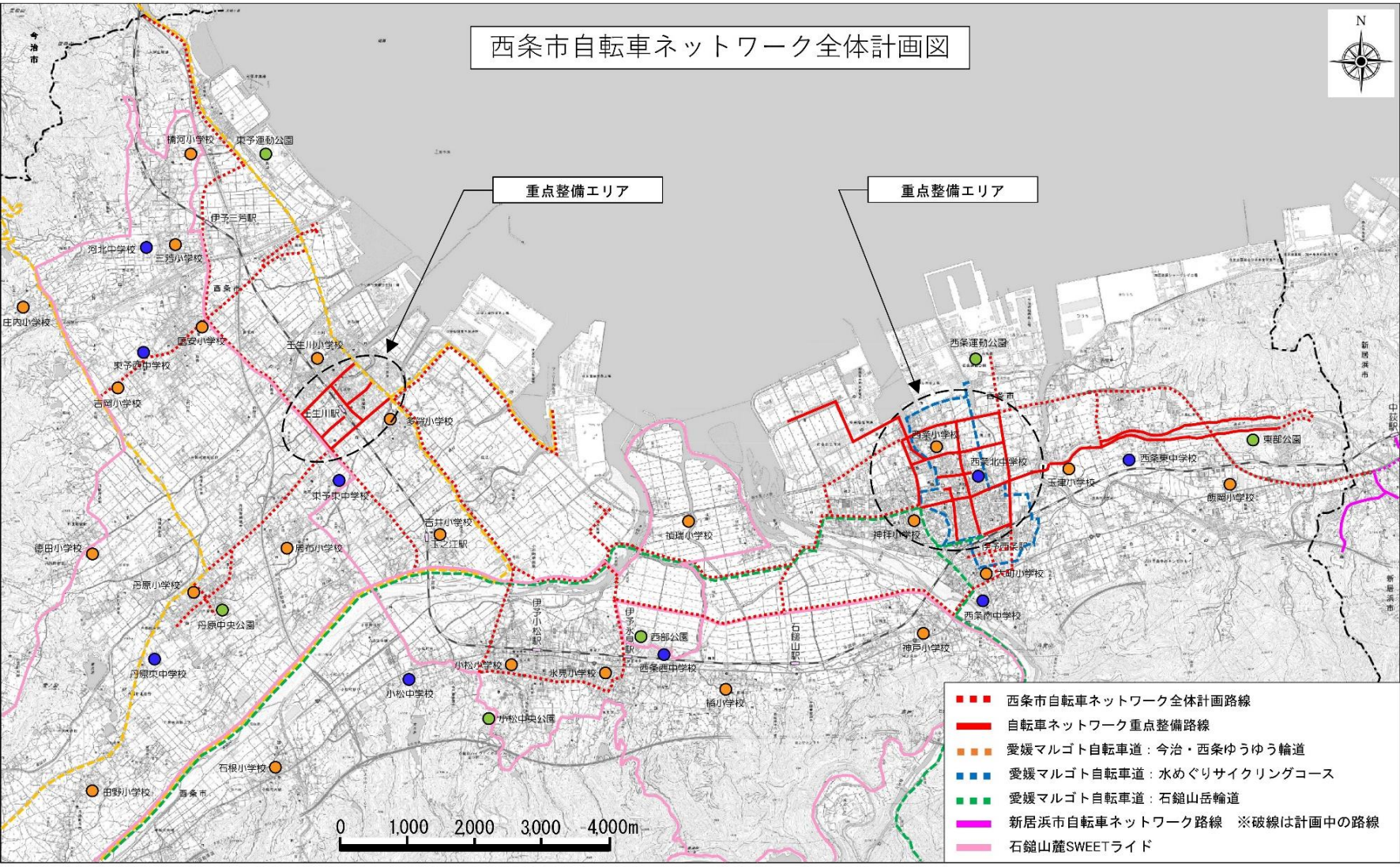
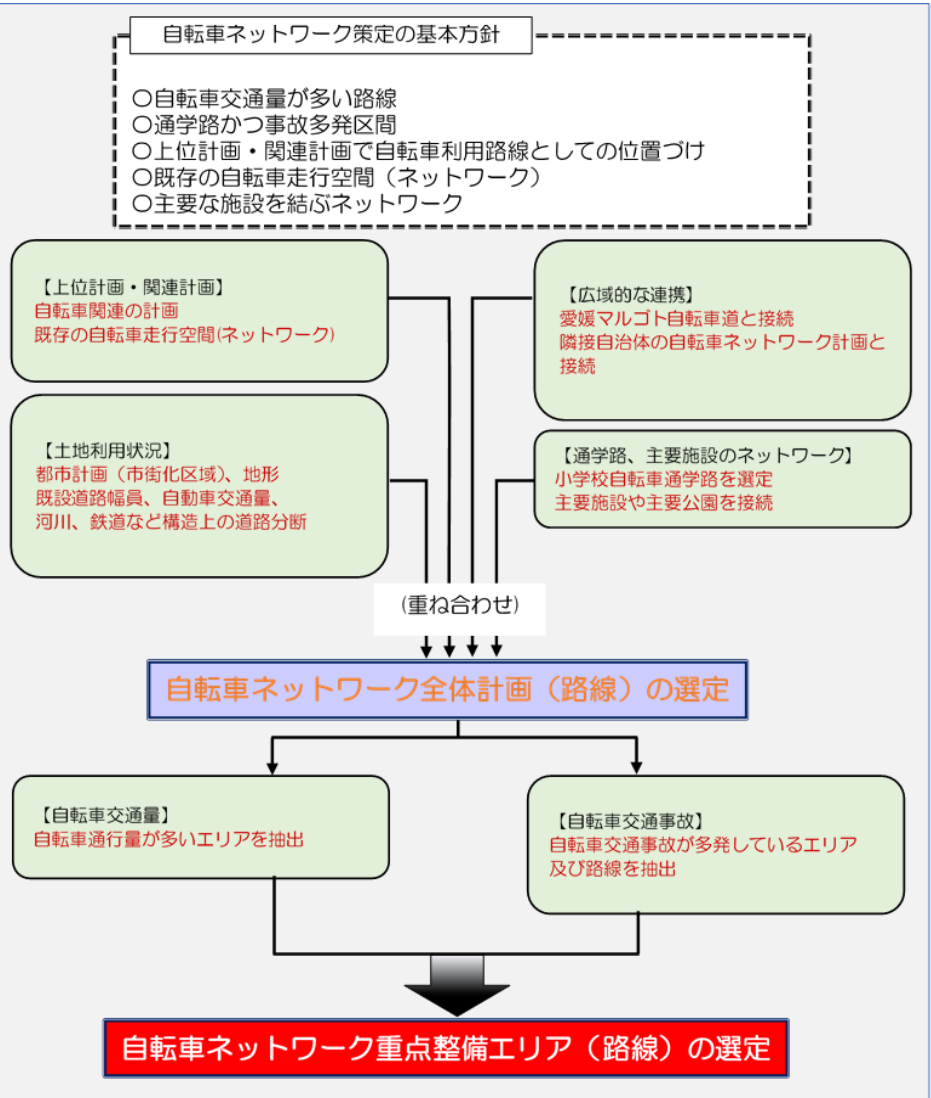
①安全な通行空間の確保

自転車通行空間を整備することにより、歩行者、自転車にも安全な道路空間となる。

②利用促進・地域の活性化

市内の自転車通行空間を整備し、更に既設の「愛媛マルゴト自転車道」や隣接する自治体の自転車ネットワーク計画路線を活用して広域的なエリアを結ぶことで、自転車を活用した市内外との交流の活性化を図る。

西 条 市 自 転 車 ネットワーク 全 体 計 画（ 路 線 ）



重点整備エリア（路線）

【西条地区（ＪＲ伊予西条駅北側の市街地）のエリア】

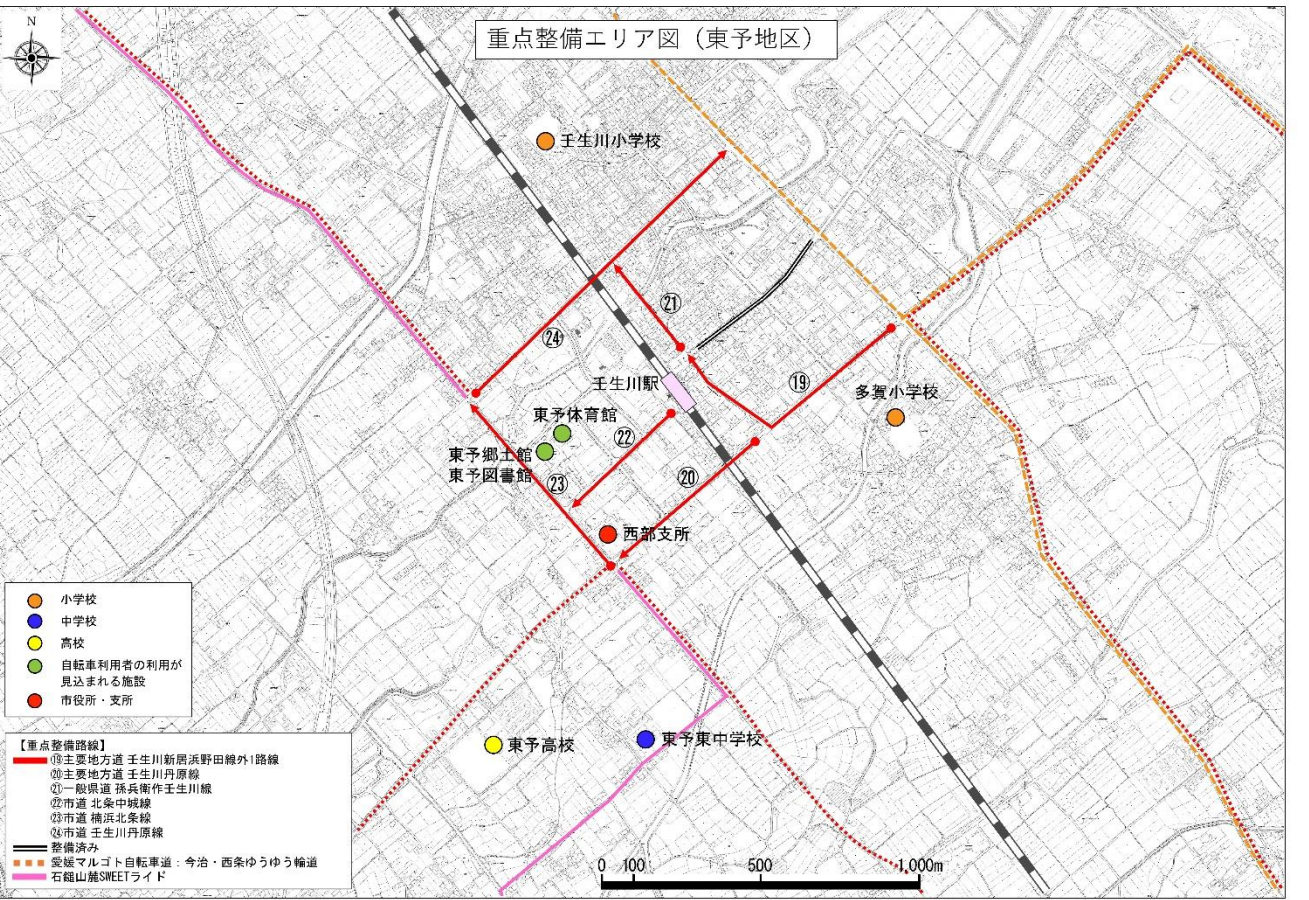
自転車交通量が多く、かつ、通学路が多数指定されているが自転車関連事故も多発しているエリアを選定



重点整備エリア図（西条地区）

【東予地区（ＪＲ壬生川駅周辺の市街地）のエリア】

自転車関連事故が多発しているエリアを選定



重点整備エリア図（東予地区）

整備形態

選定した自転車ネットワーク路線は概ね既設道路であるため、道路空間の再配分や道路拡幅の可能性等、選定した完成形態の整備が可能か検討する。道路空間の再配分等を行っても本来整備すべき完成形態での整備が当面困難な場合は、暫定形態での自転車通行空間の整備についても検討する。

	A 自動車の速度が 高い道路	B A、C以外の道路	C 自動車の速度が低く、 自動車交通量が 少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安	速度が50km/h超	A、C以外の道路	速度が40km/h以下、 かつ自動車交通量が 4,000台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在（自転車と 自動車を車道で混在）

